

実特法に関するご案内 <個人のお客様向け>

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(以下、「実特法」)の改正により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、2017年1月1日以後、一定の生命保険契約にご加入される際等に、お客様の名前・住所、居住地国等を記載した届出書を、生命保険会社へご提出いただくことがお客様に義務付けられております。

生命保険会社は、お客様からご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁(所轄の税務署長)に報告することが義務付けられております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

■ 届出書の提出が必要となる場合について

○以下のいずれかに該当する場合は、届出書の提出が必要となります。

①2017年1月1日以後、新たに以下の手続きを行う場合

届出書の提出が必要となる手続き	提出者
生命保険契約への加入	契約者
契約者の変更	変更後の契約者
満期保険金・年金・解約払戻金などのお受取り(受取人が契約者と異なる場合等)	受取人

②上記届出書の提出後、居住地国に変更があった場合

■ 届出書の提出時期・記載事項について

○届出書の提出時期・記載事項は以下のとおりです。

	①2017年1月1日以後、所定の手続きを行う場合	②居住地国に変更があった場合
提出者	2017年1月1日以後に生命保険会社と所定の手続きを行う方	届出書提出後に届出書記載の居住地国に変更があった方
提出時期	各手続きを行う際	居住地国に変更が生じることとなった日から3カ月を経過する日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・名前、住所、生年月日 ・居住地国名^(注)、居住地国が外国である場合は当該国の納税者番号 ・(住所と居住地国が異なる場合)事情の詳細等 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動後の居住地国等 ・以前提出した届出書に記載した居住地国 ・左記の新規届出書の記載事項

(注) 居住地国(納税地国)は、以下のように判断されますが、お客様ご自身の居住地国につきましては生命保険会社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には、税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問合せください。

- ・日本に住所等を有するなど一定の基準により、所得税を課される方は日本
- ・外国の法令において、住所を有するなど、一定の基準により所得税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国

※上記のいずれも該当する場合は、該当する居住地国をすべてご申告ください。

※居住地国がない場合は、ない旨をご申告ください。



■ 届出や報告に応じていただけない場合について

- 新規届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意していただけない場合、当社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出しない場合には、罰則が科せられることになります。(居住地国が外国である者に限ります。)

■ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」について

- 経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準(CRS)」にしたがって、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。
- これを踏まえ、日本でも「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を改正し、2017年1月1日以後、金融機関等が一定の保険契約者等につき、居住地国等の情報を所轄税務署長に報告する本制度が導入されました。
- 本制度に基づき、当該金融機関等は、2018年以後、毎年4月30日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります。

➤詳しくは国税庁のホームページにて、ご確認いただけます。

<https://www.nta.go.jp/>

■ 個人情報の取扱い

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に伴い生命保険会社が取得したお客様の個人情報は、同制度実施の目的のみに使用します。

■ お問い合わせ先

<p>日本生命保険相互会社 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12</p> <p>ニッセイコールセンター 0120-201-021(通話料無料) 受付時間 月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)</p> <p>ニッセイホームページ https://www.nissay.co.jp</p> <p>日本生命 <input type="text" value="検索"/></p>	<p><ニッセイータルパートナー></p>
---	-----------------------------

日本生命保険相互会社

帳202307-027

■ ご提出いただく書類について

取引に関する届出書<個人のお客様向け>

取引に関する届出書 <個人のお客様向け>

撮

日本生命保険相互会社 行

当社では、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下、「実特法」)」に基づき、お客様の税務上の居住地国等をお届出いただいております。

また、当届出書において居住地国を米国とご報告いただいた場合、米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)実施に関する日米関係庁間の声明に基づく書類を別途ご提出いただくことがあります。

お手数をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。(詳細は別紙のご案内や当社ホームページをご参照ください。)

なお、**以下内容については保険契約者(ただし、満期・年金受取等の場合は受取人、契約者変更の場合は新契約者)にてご記入ください。**

本様式記載の情報を確認したこと、および自身が知る限りにおいて、記載された情報が真実、正確、完全であることを宣誓します。本様式の記入事項が変更になった場合、3カ月以内に記入事項を更新した新しい様式を提出することに同意のうえ、以下届出をします。また、「実特法に関するご案内」に記載の「個人情報の取扱い」について確認・同意します。

記入日 (西暦) 2022年6月20日	提案書番号・ 契約番号(証券記号番号)	1234567891
---------------------	------------------------	------------

名前	(自署) 日本 花子
生年月日	(西暦) 1983年11月21日
住所	国内の場合は漢字で、海外の場合はローマ字でご記入ください。 Majora Branka Vukosavljevica 4XX, 113XX Novi Beograd, Serbia

税務上の 居住地国※	該当する場合は、レ点チェックしてください。 チェックがない場合は税務上の居住地国を「日本」とお届けいただいたものとしてご記入ください。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	税務上の居住地国は 日本以外 です。 チェックした場合は以下をご記入ください。
	税務上の 居住地国	Serbia
	納税者番号	納税者番号がない場合「-」を、法令により納税者番号の提供が禁止されている場合は「法令により提供不可」とご記入ください。 1234567891011
参考と なるべき 事項	住所と税務上の居住地国が異なる場合は、必ずその理由をご記入ください。 大使館勤務のため	

居住地国が日本の場合は
チェック不要です。(記入完了)

居住地国が海外の
場合にはご記入く
ださい。なお、「納税
者番号」は日本の
マイナンバーではあ
りません。

届出書提出後に届
出書記入の居住地
国に変更があった方
はご記入ください。

変更前の 税務上の 居住地国	海外渡航などにより税務上の居住地国に変更がある場合のみご記入ください。 新規のお届けの場合、記入は不要です。 国名:
----------------------	--

※「税務上の居住地国」とは、契約者等が所得税に相当する課税を受ける国のことです。例えば、183日以上外国に滞在するとその国の居住者となる場合があります。なお、日本の所得税法に基づき所得税の課税を受けている場合は、税務上の居住地国は日本としてお届けください。(その場合、上記チェックは不要です。)

会社 処理 欄	支社	拠点	受付番号
	受領日 ※前払手続でない場合記入	年 月 日	処分日 年 月 日



日本生命保険相互会社
帳202306-013

取引に関する届出書 <個人のお客様向け>

日本生命保険相互会社 行

撮

当社では、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下、「実特法」)」に基づき、お客様の税務上の居住地国等をお届出いただいております。

また、当届出書において居住地国を米国とご報告いただいた場合、米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)実施に関する日米関係庁間の声明に基づく書類を別途ご提出いただくことがあります。

お手数をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。(詳細は別紙のご案内や当社ホームページをご参照ください。)

なお、**以下内容については保険契約者(ただし、満期・年金受取等の場合は受取人、契約者変更の場合は新契約者)にてご記入ください。**

本様式記載の情報を確認したこと、および自身が知る限りにおいて、記載された情報が真実、正確、完全であることを宣誓します。本様式の記入事項が変更になった場合、3カ月以内に記入事項を更新した新しい様式を提出することに同意のうえ、以下届出をします。また、「実特法に関するご案内」に記載の「個人情報の取扱い」について確認・同意します。

記入日 (西暦) 年 月 日	提案書番号・ 契約番号(証券記号番号)
----------------	------------------------

名前 (自署)							
生年月日 (西暦) 年 月 日							
住所	国内の場合は漢字で、海外の場合はローマ字でご記入ください。						
税務上の居住地国※	<p>該当する場合は、レ点チェックしてください。 チェックがない場合は税務上の居住地国を「日本」とお届けいただいたものとして取扱います。</p> <p><input type="checkbox"/> 税務上の居住地国は日本以外です。 ↓ チェックした場合は以下をご記入ください。</p> <table border="1"><tr><td>税務上の居住地国</td><td></td></tr><tr><td>納税者番号</td><td>納税者番号がない場合は「-」を、法令により納税者番号の提供が禁止されている場合は「法令により提供不可」とご記入ください。</td></tr><tr><td>参考となるべき事項</td><td>住所と税務上の居住地国が異なる場合は、必ずその理由をご記入ください。</td></tr></table>	税務上の居住地国		納税者番号	納税者番号がない場合は「-」を、法令により納税者番号の提供が禁止されている場合は「法令により提供不可」とご記入ください。	参考となるべき事項	住所と税務上の居住地国が異なる場合は、必ずその理由をご記入ください。
税務上の居住地国							
納税者番号	納税者番号がない場合は「-」を、法令により納税者番号の提供が禁止されている場合は「法令により提供不可」とご記入ください。						
参考となるべき事項	住所と税務上の居住地国が異なる場合は、必ずその理由をご記入ください。						
変更前の税務上の居住地国	海外渡航などにより税務上の居住地国に 変更がある場合のみ ご記入ください。 新規のお届けの場合、記入は不要です。 国名: _____						

※「税務上の居住地国」とは、契約者等が所得税に相当する課税を受ける国のことです。例えば、183日以上外国に滞在するとその国の居住者となる場合があります。なお、日本の所得税法に基づき所得税の課税を受けている場合は、税務上の居住地国は日本としてお届けください。(その場合、上記チェックは不要です。)



会社処理欄	支社 拠点	受付番号
	受領日 ※面の手続でない場合記入	処分日
	年 月 日	年 月 日



日本生命保険相互会社

帳202306-013

「任意届出書」ご提出時に併せてご提出いただく書類

「任意届出書」をご提出いただく場合、実特法に基づき、居住地国確認書類を併せてご提出いただく必要がございます。税務上の居住地国(※)が、「日本」または「日本以外」によりご提出いただく書類が異なりますので、以下をご確認のうえ、該当する書類(いずれか1つ)のコピーをご提出くださいますようお願いいたします。

※ 契約者が外国に住所を有する等により、当該外国の法令に基づいて所得税に相当する課税を受ける場合には当該外国が居住地国となります。例えば、183日以上外国に滞在するとその国の居住者となる場合があります。日本の所得税法上の居住者に該当する場合は、居住地国は日本です。

なお、ご提出いただいたお客様の個人情報につきましては、「実特法」が要請する目的以外には一切使用いたしません。

■税務上の居住地国が「日本」の場合

以下の書類は例示ですので、お持ちでない場合は、「ご契約のしおりー(定款・約款)」に記載の当社お問合せ先までご連絡ください。

1. 住民票の写し、住民票の記載事項証明書 ※1
2. 戸籍の附票の写し、印鑑証明書 ※1
3. マイナンバーカード(個人番号カード)(顔写真がある面) ※2
4. 国民健康保険証、健康保険証、船員保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員もしくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証
5. 国民年金手帳、母子健康手帳
6. 運転免許証(住所変更・改姓されている場合は両面) ※2
7. 国税もしくは地方税の領収証書、納税証明書または社会保険料の領収証書 ※1
8. パスポート ※2

※1 発行日から6カ月以内

※2 有効期間中のもの

【留意事項】

・証明資料に「本籍地」「基礎年金番号」「住民票コード」「マイナンバー(個人番号)」が記載されている場合は「本籍地」「基礎年金番号」「住民票コード」「マイナンバー(個人番号)」を抹消(黒塗り)のうえ、ご郵送ください。

万一、抹消もれがあった場合には、当社にて抹消いたします。

※運転免許証について、住所欄に「同上」と記載されている場合(住所と本籍地が同一の場合)は、抹消せずにご郵送ください。当社にて住所確認後、抹消いたします。

■税務上の居住地国が「日本以外」の場合

9. 居住地国の官公署(日本政府の承認した外国政府または権限ある国際機関を含む)から発行(発給)された、上記1～8に類する書類(名前・住所の記載のあるものに限る)

